

(案)

神奈川海区漁業調整委員会指示第 3 号

漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 120 条第 1 項の規定に基づき、横浜市金沢区地先の漁場の使用に関する制限について、次のとおり指示する。

令和 5 年 8 月 8 日 (公報登載予定日)

神奈川海区漁業調整委員会

会長 櫻 本 和 美

1 漁場の使用に関する制限

次の(1)に掲げる漁場の区域における(2)に掲げる漁業の種類については、(3)に掲げる漁業協同組合及びその組合員以外の者の操業を禁止する。

(1) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ、エオ、オB、EF及びCDの7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点の位置

A 横浜市金沢区木材ふ頭東防波堤先端燈台中心点

B 横須賀市夏島町 1 番地護岸角

C 横浜市金沢区平潟町帰帆橋橋台左岸下流端から北東方向に延びる護岸
沿いに 60 メートルに位置する同護岸天端海側端

D 横浜市金沢区平潟町帰帆橋橋台右岸下流端から北東方向に延びる護岸
沿いに 7.5 メートルに位置する同護岸天端海側端

E 横浜市金沢区野島町夕照橋橋台左岸上流端

F 横浜市金沢区野島町夕照橋橋台右岸上流端

G 横浜市金沢区鳥浜町東側の防波護岸隅切部天端海側南角

H G から南西方向に延びる防波護岸沿いに G から 500 メートルに位置する
同護岸天端海側端

点の位置

ア G から南西方向に延びる防波護岸沿いに G から 383 メートルに位置する
同護岸天端海側端

イ G から H を見通した線を 0 度とし、G から右回りに 348 度 17 分 392 メートルの点

ウ A から 9 度 30 分 (真方位) 1,550 メートルの点

エ A から 101 度 30 分 (真方位) 1,730 メートルの点

オ B から 76 度 20.1 分 (真方位) 3,460 メートルの点

(2) 漁業の種類

小型機船底びき網漁業、潜水器漁業及びたこ漁業

(3) 漁業協同組合

横浜市内に住所を有する漁業協同組合

2 指示の有効期間

令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

